

## 「第8次勤労青少年福祉対策基本方針」に基づく施策進捗状況

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p>第1～第2の1(略)</p> <p><b>2 職業生活の充実</b></p> <p><b>(1) 職業意識形成のための支援</b></p> <p>学校卒業後、自らの職業生活をどのようにしていけば良いのか分からないとの悩みを持つ青少年や、いわゆるモラトリアム型のフリーター等に見られるように、先の見通しを持たずに決断を先送りする青少年の問題等が生じていることにかんがみ、在学中から、社会との関わり方、職業人としての在り方等について、青少年が自ら考えていくことができるよう導くことが重要である。</p> <p>このためには、職業意識形成を計画的・積極的に支援していくことが必要である。職業意識形成に当たっては、早い段階から体系的にキャリア教育を進めていくことが重要であり、小中高校の各段階において、職場見学や企業人による講演、職業体験やインターンシップ等を通じ、働くことの意義、職業生活等について、児童・生徒に自ら考えさせる機会を設けていくことが引き続き重要である。</p> <p>また、大学生等に対しても、インターンシップの導入促進を含むキャリア教育の充実が望まれる。さらに、保護者に対しても、早い段階から職業意識形成の必要性について理解を求めていくことが重要である。</p> <p>なお、職業意識形成の支援のためには、各地域レベルにおいて、職業安定機関、学校、企業等が連携していくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用・能力開発機構都道府県センターのキャリア形成支援コーナー、ハローワークのキャリア形成相談コーナー等において、若年失業者やフリーター等に対するキャリア・コンサルティング等を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談実施件数：1,086,592件(H18')、786,675件(H19')、1,051,361件(H20')</li> </ul> </li> <li>●平成21年度キャリア・コンサルティング研究会(キャリア教育部会)において、中学・高校学校在学段階におけるキャリア教育の推進のあり方、これに関わるキャリア・コンサルタントの能力要件、養成のあり方等について検討中。(H21')</li> <li>●平成22年度より、「キャリア教育専門人材養成事業」の実施を計画             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア教育やその支援に携わる者を対象とした、キャリア教育プログラムの企画・運営などの専門性を備えた人材養成のための講習を実施する計画。(H22')</li> </ul> </li> <li>● 高校生を対象に、職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する「就職ガイダンス」を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回数：508回(H18')、828回(H19')、1,039回(H20')</li> <li>・ 参加者数：22,873人(H18')、38,185人(H19')、45,552人(H20')</li> </ul> </li> <li>● ハローワークにおいて、中高生を対象に、企業人等が学校に出向き、職業講話を行う「キャリア探索プログラム」を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加生徒数：403,661人(H18')、403,423(H19')、386,609人(H20')</li> </ul> </li> <li>● ハローワークにおいて、高校生等対象とした「ジュニア・インターンシップ」を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加生徒数：59,140人(H18')、73,300人(H19)、50,996人(H20)</li> </ul> </li> <li>● 大学生を対象に、インターンシップ受入企業の開拓、学生の受入支援を行う「インターンシップ受入企業開拓事業(事業主団体に委託)」を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※平成21年度をもって廃止</li> <li>・ インターンシップに参加した学生のうち、職業や企業への理解向上につながったとする者：95.5%(H18')、94.6%(H19')、93.5%(H20')</li> </ul> </li> </ul>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>(2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援</b>  働くことへの自信が持てず、あるいは、働く意欲を十分に持てない青少年の問題などが指摘されており、働くことへの自信や意欲、能力を得ることや、これらをも高める対策の推進が必要である。  個々の対策を行うに当たっては、各個人の状態に応じた対策を講じていくことが大切である。</p> <p><b>① 集団生活による基本的能力の習得、勤労観の醸成</b>  社会への不安や悩みなどが強い青少年に対しては、合宿形式等を通じた集団生活の中で、職業人として必要な自己管理を始めとした基本的能力の習得及び勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与することなどが効果的と考えられる。</p> <p><b>② ボランティア・地域行事の活用等の促進</b>  ボランティアや地域行事のような社会活動への参加は、自信を失いがちな青少年が達成感を得て自信を取り戻すことにつながるとともに、青少年の社会参加への意識を高めることや、協調性、コミュニケーション能力など社会性を向上させることが期待される。その際、青少年自らに地域行事における主催者の役割を体験させることなどによって、成功体験を重ねさせるなど、様々な工夫をしつつ、個々人に応じた最適な手法を選択・活用していくことが重要である。  また、いわゆる有償ボランティアなどのように、作業を行い、かつ報酬を得ることを体験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として活用することも考えられ、こうした機会は就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。  さらに、有償及び無償ボランティア並びに地域行事を一層活用するためにも、各企業が青少年のこうした活動を前向きに評価することが望ましく、そのための仕組みを整え、企業への働きかけを行っていくことも重要である。</p> <p><b>③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備</b>  青少年は人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされ、青少年の社会参加、ひいては就業の前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を行うシステムを構築していくことが必要である。</p>	<p>● 若者自立塾事業による、特に困難な課題を抱えたニート等の若者を対象とした合宿型による自立支援の実施(H17～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置数: 20か所(H17')→25か所(H18')→30か所(H19'～H21')</li> <li>・ 延べ入塾者数: 2,674人(H17'～H21,10)</li> <li>・ 卒塾後6か月経過後の就労率(H17'～21.10までの修了者) 61.2%</li> </ul> <p>● 全国の主要ハローワークにおいて、若者の就業をめぐる悩みに的確に対応するため、専門的人材によるカウンセリングサービスを提供する体制を整備。  ※平成21年度をもって廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談サービスの利用後、若年失業者のうち、就職に結びつく具体的な行動を起こす者の割合: 65.6%(H18')、83.4%(H19')、77.4%(H20')</li> </ul>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>④ 保護者を通じた職業意識形成、就業に向けた自信獲得等のための支援</b>            青少年が職業的自立を果たし、自信を持ちつつ職業人として活動していくためには、周囲の様々な人々の理解・支援等が必要である。とりわけ保護者の役割は重要であり、このため、保護者に対する相談・セミナー等の取組は、今後一層促進していく必要がある。</p> <p><b>⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進</b>            青少年の働く意欲を喚起し、能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む、国民運動を推進していくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若者自立支援中央センターにおける保護者等を対象とした相談会の実施(H18'～)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催数:3回(H18')→10回(H19')→10回(H20')</li> </ul> </li> <li>● 地域若者サポートステーション事業における保護者相談等の実施(H18'～)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者相談のべ件数:22,471人(H20')</li> <li>・ 保護者セミナー参加人数:6,062人(H20')</li> </ul> </li> <li>● 若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となり、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動を展開する「若者の人間力を高めるための国民運動」の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 予算事業としては19年度末で廃止。</li> </ul> </li> </ul> <p>平成18年 5月 9日 第3回若者の人間力を高めるための国民会議開催            平成18年11月27日 第4回若者の人間力を高めるための国民会議開催            平成20年 2月25日 第5回若者の人間力を高めるための国民会議開催</p>
<p><b>(3) 的確な職業選択・職場定着の支援</b>            学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう勤労青少年の割合は、依然高い状況にある。一方、就職活動期間の長期化、就業に至る経路の複線化などの現状が指摘され、大学卒業時に就職が果たせない者の増加傾向も見られる。このため、青少年に対する就職活動時の的確な職業選択の支援と就職後の職場定着の支援を、必要に応じ連携させつつ、失業者はもとより、在校生を含め、有効に実施していくことが必要である。</p> <p><b>① 的確な職業選択の支援</b></p> <p><b>ア 学生・生徒から職業人への円滑な移行の支援</b>            学生・生徒から職業人への円滑な移行を実現するため、学校と職業安定機関との連携による職業選択に必要な情報提供、就職活動を支援するセミナー、職業相談等を充実させるとともに、未就職卒業者等に対しては、就職活動から職場定着まで一貫したマンツーマンによるきめ細かな就職支援を引き続き実施していくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高卒・大卒就職ジョブサポーターをハローワークに配置し、学校訪問等により、未内定者の把握、個別支援への誘導、職業相談・職業紹介等の支援を実施。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規高校卒業者の就職内定率(3月末現在):96.7%(H19.3月卒)、97.1%(H20.3月卒)、95.6%(H21.3月卒)</li> </ul> </li> </ul>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大</b>            新規卒者以外にも広く門戸を広げた形での青少年の将来性や潜在能力に着目した就職機会の拡大を促すとともに、試行雇用などの積極的な活用を通じ、いわゆる第二新卒者や安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返す勤労青少年の就職機会の拡大を図っていく必要がある。</p> <p><b>ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供</b>            勤労青少年を安定した就職機会に結び付けるとともに、学校在学中からの職業意識形成等を通じ、安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返すことなどを未然に防止するため、関係機関の連携の下、幅広い就職支援メニューをワンストップで提供することが必要である。</p> <p><b>エ 職業安定機関によるマッチング促進</b>            求人及び求職双方の側が労働市場の状況に適合する条件を設定し、求人の充足、求職者である勤労青少年の就職が可能となるよう、職業安定機関は、労働市場に関する情報を効果的に提供しつつ、求人者及び求職者に対して働きかけを行うことなどが必要である。</p>	<p>● 平成19年に雇用対策法を改正し、青少年の有する能力を正當に評価するための募集・採用方法の改善等により、青少年の雇用機会を確保することを事業主の努力義務とするとともに、新規卒者以外にも門戸を広げることなど、事業主が適切に対処すべき事項を「指針」として策定。</p> <p>● 職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等(40歳未満)について、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用することにより、業務遂行に当たった適切な能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の常用雇用への移行を図る「若年者等トライアル雇用事業」を実施。            ・ トライアル雇用開始者数: 48,282人(H18')、41,988人(H19')、40,852人(H20')            ・ 常用雇用移行率: 79.6%(H18')、80.2%(H19')、79.4%(H20')            ※ 平成20年12月に、対象者の年齢を「35歳未満」から「40歳未満」に拡充。</p> <p>● 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等について、求人枠を設けて正規雇用する場合に奨励金を支給する「若年者等正規雇用化特別奨励金」制度を創設(平成21年2月)。</p> <p>● 地域の若者を対象に、気軽に立ち寄ることができ、仕事に関する様々な相談等のサービスが受けられる場として、都道府県が主体となって設置するジョブカフェの整備を推進。            ・ 利用者数: 1,672,573人(H18')、1,590,872人(H19')、1,666,515人(H20')</p> <p>● 全国のハローワークにおいて、広くフリーター等を対象に、一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等の正規雇用化に向けた支援を実施。</p>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p>② 職場定着の支援</p> <p>勤労青少年の早期離職を防止し、職場定着を促進していくためには、就職活動時の的確な職業選択の支援等に加え、就職後の支援も重要である。</p> <p>ア 地域の若年者支援団体等を活用した職場定着支援 勤労青少年の就職後、地域の若年者支援団体を活用して相互の交流を進めるとともに、インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備することなども有効である。</p> <p>イ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業 勤労青少年ホームで実施している専門家による相談指導事業について、一層の活用促進が必要である。</p> <p>ウ 職業生活に有効な情報の提供の充実 勤労青少年は、的確な職業選択や、職場において充実した生活を送るために有効な支援情報等を把握していないことが多々あるものと考えられる。職業安定機関を始めとした各支援機関や、支援を実施する各団体は、インターネット等を活用した効果的な周知等により、勤労青少年自らが支援を着実に受けられるよう引き続き努めていくことが重要である。</p> <p>エ 勤労青少年福祉推進者との連携 勤労青少年の職場定着の支援に当たっては、事業主による積極的な取組も必要であり、勤労青少年福祉推進者等の積極的な活動が望まれる。国及び地方公共団体は、勤労青少年福祉推進者等と連携・協力しつつ、勤労青少年の職場定着支援や、さらには離職者の早期就職支援を促進することが必要である。</p>	<p>● 働く若者ネット相談事業の実施 ・相談件数：13,507件(H18')、14,558件(H19') ※平成20年度からは、対象者を在職者中心から若年求職者にも広げ、「キャリア・コンサルティングによるメール相談事業」として実施 ・相談件数：11,960件(H20') ※平成21年度をもって廃止。</p> <p>● 若年労働者のキャリア形成支援・相談事業(H18'～) 若年在職者向け、キャリア・コンサルティングを全国20箇所(21年度)において実施 ・のべ相談時間数：2,448時間(H18')、2,329時間(H19')、1,181時間(H20')</p> <p>● 勤労青少年ホームの一部を「地域若者サポートステーション」の施設として活用(北海道若者サポートステーション、三条地域若者サポートステーションなど)。総合的な勤労青少年支援を展開。</p>

16

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進</b> 我が国のサービス経済化、知識社会化の進行により、様々な能力を持った人材を育成していくことが重要な課題となっている。 こうした中、現在、勤労青少年自らが、職業生活設計について考える志向が高まってきており、自らの職業生活設計及び当該設計に即した職業能力開発への支援の充実が一層必要となってきている。 一方、厳しい雇用情勢とともに、新規学卒者の一括採用・就職システムのすう勢的な変化や、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足等を背景として、フリーターや若年無業者などが増加しているが、このことは、十分に職業能力を蓄積していない勤労青少年の増加につながることから、こうした勤労青少年への職業能力開発に向けた支援の必要性が一層高まっている。</p> <p>① 職業能力開発支援のための体制整備等 勤労青少年が、自らの選択に基づく職業能力開発を行うことができるようにするための体制整備として、公共職業能力開発施設を始めとした各関係機関の連携を今後とも進めていく必要がある。また、事業主等が雇用する勤労青少年に対して実施する職業能力開発のための措置についても、各関係機関の連携に基づき支援していくことにより、その効果が期待される。</p> <p>② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援 職業生活設計の支援に当たっては、キャリア・コンサルティングを十分に活用していくことが望まれる。職業安定機関や勤労青少年福祉施設に限らず、企業内、大学等教育機関においても、キャリア・コンサルティングを活用していくことにより、在職者や求職者、学生などが幅広く相談支援の機会を得られるよう基盤整備を一層進めていくことが必要である。</p>	<p>●雇用・能力開発機構都道府県センターのキャリア形成支援コーナー、ハローワークのキャリア形成相談コーナー等において、若年失業者やフリーター等に対するキャリア・コンサルティング等を実施【再掲】</p> <p>●ジョブ・カードを使用したキャリア・コンサルティング手法等に関する知識・技能を付与するためのジョブ・カード講習を実施。 -実施回数333回、登録者数7,063人(H19'20'合計)</p>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>③ 実践型人材養成システム等の促進</b>  安定した就労を希望する者や若年失業者等を対象に、キャリアの目途をつけながら、実践的な職業能力を習得できる仕組みとして、日本版デュアルシステムを今後とも推進していく必要がある。  また、新規学卒者等を対象に、「教育訓練機関における理論的な学習」と「企業における有期雇用の下で行うOJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)」とを組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を習得させる制度である「実践型人材養成システム」を、就労・就学双方の要素を併せ持った第三の選択肢として普及・定着させていくことが必要である。  こうした措置は、いわゆる団塊の世代と青少年との間における円滑な技能継承にも資するものとなる。</p> <p><b>④ 基礎的能力習得のための講座</b>  社会マナー等を学ぶ必要性を感じている青少年が見受けられるとともに、事業主側から職場におけるコミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナー等の基礎的能力の習得が求められる中、こうした社会人としての基礎的能力を習得させるための講座の普及・促進が必要である。</p>	<p>● 日本版デュアルシステムの着実な実施  [受講者数]           平成18年度   平成19年度   平成20年度  専門課程活用型           62人           71人           74人  普通課程活用型           659人           232人           232人  短期課程活用型           —               1,560人       2,511人  委託訓練活用型           27,669人       27,219人      33,208人</p> <p>● 実践型人材養成システム  [訓練実施計画認定社数及び訓練対象者募集人員(H18'からH21.12末(延べ))]  811社 4,409名  [訓練開始社数及び訓練生数(H18からH21.12末(延べ))]  557社 3,795名  [就職率※]  97.0%  ※H18'からH21.8末までに訓練を修了した者の3ヶ月後の状況を把握</p> <p>● 若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)の実施(H18'～)  [認定講座数:1,551講座(H21')]  [認定講座修了者数:延べ311,102人(H18'～H20')]  ・携帯サイトの公開(H.20.12～)  ※本事業は、平成21年度をもって廃止。</p>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>⑤ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援</b>            情報の不足などが隘路となって、勤労青少年の自発的な職業生活設計及び職業能力開発が妨げられることのないよう、国、地方公共団体等は、キャリア・コンサルティングを活用し、職業に関する情報はもとより、人材ニーズの動向や教育訓練コースに関する情報等、職業生活の充実に資する様々な情報の提供やキャリア形成に関する相談の機会の確保に努めることが重要である。また、これら情報提供、相談と訓練とを組み合わせることで、より一層の効果が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用・能力開発機構都道府県センターのキャリア形成支援コーナー、ハローワークのキャリア形成相談コーナー等において、若年失業者やフリーター等に対するキャリア・コンサルティング等を実施【再掲】</li> <li>●若年労働者のキャリア形成支援・相談事業(H18～)【再掲】</li> <li>●職業能力開発推進者等に対するキャリア形成推進マガジンの配信、インターネットを通じた能力開発情報の提供              ・平成16年度より開始し、毎月1回配信。              ・メールマガジン読者数:16,350人(H18')、22,809人(H19')、30,274人(H20')</li> <li>●職業能力促進センターにおいて、事業主等に対し企業内キャリア形成支援に関する相談支援・情報提供を実施。【再掲】</li> <li>●企業内における職業能力開発の推進役たる職業能力開発推進者(企業内の人事担当者等)に対し、導入レベルキャリア・コンサルティング講習を実施【再掲】</li> </ul>
<p><b>(5) 労働条件等の整備充実に関する支援</b></p> <p><b>① 事業主における職場での安全と健康の確保・維持</b>            勤労青少年は職業経験も浅く、作業に不慣れであったり技能的にも不十分であることから、事業主は、勤労青少年が職場での安全と健康を確保・維持できるよう十分努めることが必要である。</p> <p><b>② 法定労働条件等に関する相談の場の活用促進</b>            勤労青少年は、安全衛生や労働基準等に関する知識も、とかく不十分である。このため、十分な広報・周知により、法定労働条件等に関する相談の場の活用促進を図っていくことが今後とも重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国の労働基準監督署等において、労働安全衛生法、労働基準法に関わる説明会・集団指導、窓口相談等を実施。</li> </ul>



基本的施策	主な進捗状況・実績
<p>③ 職業能力開発のための時間確保に向けた取組の推進</p> <p>勤労青少年が、有為な職業人として自ら成長していくためには、職業に関する技能及び知識を向上させていくことが求められる。このことから、自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、勤務時間の短縮等を進めていくことが重要である。また、専修学校や定時制高校等で学びながら働く勤労青少年が、職業訓練又は教育を受けるに当たっての時間を確保できるよう、事業主等への啓発指導に引き続き努めていく必要がある。</p>	<p>●キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発支援関係)の拡充(H21'～)</p> <p>事業主が、事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合に一定の助成。平成21年度より、就業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合や長期職業能力開発休暇制度を導入した場合にも一定の助成をする制度の拡充。</p> <p>●労働時間等設定改善推進助成金の支給(H18'～)</p> <p>[実施団体数: 63(H18')→69(H19')→49(H20')→35(H21')]</p> <p>[実績(所定外労働時間数): 258時間→224.5時間(H18')、270時間→223.2時間(H19')、187.2時間→161.6時間(H20')]</p> <p>●労働時間等設定改善援助事業(H18'～)</p> <p>[実施集団数407(H18')→368(H19')→344(H20')→340(H21')]</p> <p>[実績(所定外労働時間数): 201.6時間→168時間(H18')、207.3時間→185.7時間(H19')、187.9時間→157.6時間(H20')]</p>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>3 自由時間を活用した生活の充実</b></p> <p><b>(1) 社会活動への参加の促進及び活用</b>  自由時間等を活用し、ボランティア活動を始めとした社会活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深める上で有効である。  一方、近年、元々集団活動に消極的であったり、集団活動そのものになじめない青少年の問題が指摘されているが、こうした青少年にとって、社会活動へ参加することは、集団活動になじむことや他人と交わりコミュニケーション能力を高めることなど、社会性の涵養に資するという点も認められる。また、青少年の社会活動への参加により、地域の社会活動が活性化することで、ひいては青少年を職業的自立に導くための地域における教育機能の向上も期待される。  地域における社会活動への参加の促進のためには、社会活動の指導員等の育成や勤労青少年ホームにおける各種講座の活用、社会活動への参加を通じ地域の社会活動支援団体への就業等を目指す者への支援等が有効である。  また、こうした社会活動への支援策の活用を図るためには、青少年に対して幅広く参加を呼び掛けていくことが必要であり、そのためには、行政機関、教育機関、自治会、事業主団体、社会活動支援団体、勤労青少年ホーム、社会福祉協議会等が交流及び連携を図って、地域における社会活動に関する情報をお互いに幅広く収集し、これを青少年に提供していけるよう、社会活動支援のためのネットワークの構築など、環境整備を行うことが重要となる。</p>	<p>●地域若者サポートステーション事業等による青少年の社会活動支援のネットワーク整備  [設置数:25か所(H18')→50か所(H19')→77か所(H20')→92か所(H21')]  [延べ来所者数:557,156人(H18'~H21,11)]  [利用開始後6か月経過後の就職等進路決定者の割合26.2%(H18')、26.8%(H19')、28.0%(H20')]</p>
<p><b>(2) 様々な世代同士による交流の促進等</b>  同世代、世代間又は地域間の交流を図ることは、成長過程にある勤労青少年の人間形成を促進する上で有効である。また、生け花、英会話、スポーツ等のクラブ活動を通じてストレスを解消し、心身のリフレッシュを図ることは、充実した職業生活を送るために重要である。こうした様々な世代同士による交流や心身のリフレッシュには、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動、クラブ活動等が効果的であり、これらの活動の促進が重要である。なお、交流に消極的な青少年を交えつつ、その運用を図るなどの配慮も重要である。</p>	<p>●勤労青少年ホームにおけるボランティア活動等の推進  ボランティア活動開催回数 487回(H19')  クラブ活動利用回数 135,610回(H19')</p>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>4 国際交流の促進</b></p> <p><b>(1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用</b>  国際化の進展に伴い、国際化に対応できる職業人としてのキャリア形成が求められている。  このため、1年間仕事をしながら異国での社会生活を体験することができるワーキング・ホリデー制度について一層の活用促進を図ることが重要である。その際、ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能を有効に活用するため、同制度を利用する者に対するキャリア・コンサルティングの実施を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が必要である。とりわけ、渡航前に、帰国後の再就職を視野に入れつつ相談を行うことにより、帰国後に不安定な就労を余儀なくされることのないよう支援を行うことが重要である。</p> <p><b>(2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援</b>  ワーキング・ホリデー制度に求められるようなキャリア形成支援体制の充実には、海外留学をする青少年に対しても、同様の効果が期待され、自らのキャリアの再評価や、帰国後の職業生活設計に関して、渡航前の段階から支援していくことが重要である。</p> <p><b>(3) 勤労青少年ホームにおける国際交流事業の活用促進</b>  勤労青少年ホームにおける外国人を対象とした講座等を始めとした各種の国際交流事業についても、活用の促進を図るべく、広報・周知を進めていくことが重要である。</p>	<p>● 海外就労経験者等に対する就労支援事業の実施(H19'~H20')</p> <p>[帰国後の再就職セミナー及び就職面接会に参加した者のうち、参加後3か月経過時において就労している者の割合:65%(H19')、69%(H20')]  [帰国後の再就職セミナー及び就職面接会の開催回数:28回(H19')、28回(H20')]</p> <p>● ジョブ・カードの活用による海外就労経験のある若年者の支援事業の実施(H21')</p>
<p><b>5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備</b></p> <p><b>(1) 支援のための地域ネットワークの構築等</b>  勤労青少年福祉の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体及び事業主等が連携して取り組む必要がある。学校を中退した者、卒業後就職しない者及び早期に離職してしまった者のうち、職業的自立の必要性を感じつつも就業に至らない者には、個人別に様々な事情があると考えられ、勤労青少年のその時々々の状態に応じた支援の必要性が生じることとなる。そのため、職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、社会活動支援団体等が一層連携を深め、地域支援ネットワークを構築し、個別かつ継続的な支援に努めることが重要である。</p>	<p>● 地域若者サポートステーション事業等による青少年支援のネットワーク整備(H18'~)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「訪問支援モデルプログラム事業」「職業意識啓発モデルプログラム事業」「職場体験モデルプログラム事業」を各5か所の地域若者サポートステーションで実施(H20')</li> <li>・ 若者、保護者に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を20か所の地域若者サポートステーションで実施(H21')</li> </ul>

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>(2) 勤労青少年ホームの機能充実</b></p> <p><b>① 勤労青少年ホームに求められる機能</b>  人口減少社会を迎えている中で、我が国の将来を支える青少年の育成を図ることは重要な課題である。近年は、地域コミュニティの衰退や地域の人材育成機能の低下が指摘されているが、地域社会において、青少年が充実した職業生活を送ることができるよう支援することが、地域の活力の維持・向上を図る上でも重要である。  勤労青少年福祉の推進については、行政資源を有効に活用していくことが重要であり、その中核を担ってきた勤労青少年ホームについても、勤労青少年を取り巻く現状に即した機能の充実を図り、さらに地域の需要に応じつつ、活用を促進していくことが必要となる。  一方、利用者数が減少している勤労青少年ホームの割合が高まっているが、利用者ニーズへ対応しきれていないことが、その理由の一つであるとする勤労青少年ホームも多い。  このため、これまでも実施してきた職業生活の充実のための講座や社会活動に関する講座等については、社会性の涵養に資するという観点から、今後とも推進していくことが地域社会にとって特に重要となると考えられる。また、職業人としての成育を一層進めるという観点から、充実した職業生活を望む勤労青少年に対するキャリア形成支援を充実していくことなども必要と考えられる。  こうした勤労青少年ホームにおける機能の充実や活用の促進に関しては、地方公共団体自らの判断により、地域の実情に即してなされるべきものであり、今後とも地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても、必要な助言や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努めていくことが望まれる。</p> <p><b>② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策</b>  勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、社会活動等を通じての余暇活動や社会性の涵養に資する拠点となるためには、地域社会、地域企業及び民間団体との連携を強化していく必要がある。  また、近年の不安定な就労を繰り返す勤労青少年や失業者等の増加にかんがみ、勤労青少年の職業的自立を一層図るためには、職業安定機関を始め、教育機関や他の若者支援機関、民間団体等との連携を深めていくことが必要であり、勤労青少年ホームがその中核となることが望まれる。  さらに、勤労青少年ホームにおける相談機能を充実させるためには、勤労青少年ホームの指導員やカウンセラー等専門家による相談・指導体制の充実を図ることが必要である。</p>	

基本的施策	主な進捗状況・実績
<p><b>③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策</b>  勤労青少年ホームの活性化及び利用の促進に当たっては、各地域の実情に応じた勤労青少年ホームの広域利用、総合福祉施設との併設、複合化の推進などの利用しやすい施設を目指した検討が引き続き求められる課題であると考えられる。  また、勤労青少年ホームにおける事業内容をインターネット等の活用によって、勤労青少年を含め一般国民に対して引き続き幅広く広報していくことが必要と考えられる。</p>	
<p><b>6 勤労青少年指導体制の整備等</b></p> <p>勤労青少年福祉対策の推進に当たっては、各指導員等の役割が極めて重要であることから、勤労青少年ホームの指導員、職場における勤労青少年福祉推進者、ヤングジョブスポットのアテンダントその他若年者支援機関の指導員等の勤労青少年福祉関係者に対して、社会・経済情勢の変化や青少年の意識の変化を踏まえた働き方の実態、さらには職業生活設計の支援のための知識・技能等の各種講習会を実施することなどにより、勤労青少年の成育のための能力向上が図られるよう、指導体制の整備に努めることが必要である。また、こうした指導体制の整備は、地域で一体となった勤労青少年への支援とあいまって、一層の効果が生ずるものと考えられる。このため、国、地方公共団体及び勤労青少年福祉関係団体は、連携・協力を一層促進していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年自立支援施設の相談担当者等を対象としたセミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けキャリア・コンサルタント一般レベルセミナー 2都市で各5回開催(平成20年度)</li> <li>・若年者向けキャリア・コンサルタント導入レベルセミナー 全国12都市で開催(平成20年度)</li> </ul> </li> <li>●「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4施行)に基づく、地域における若者支援に当たる人材育成、子ども若者支援地域協議会体制整備モデル事業(内閣府所管) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労青少年指導の観点を含む、子ども・若者育成支援に関する国、自治体、関係機関の連携強化</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>7 勤労青少年福祉対策に関する啓発活動等の実施</b></p> <p>勤労青少年は、有為な職業人としての成育に自ら努めていく必要があり、そのことを促していくことが重要である。一方、安定した就労に至らないなど、多くの勤労青少年が自ら望むような職業生活の充実を達成できないでいる現状にもかんがみる必要がある。こうしたことから、勤労青少年自らによる職業生活設計と自らの選択による就業や職業能力開発等に対する支援を通じて職業生活の充実を促進するため、勤労青少年福祉対策について、勤労青少年本人やその家族を始めとした関係者への啓発を行うとともに、事業主への雇用の受皿の拡大、雇用する勤労青少年に対する職業能力開発の促進等のための啓発を行うことが重要である。そのため、「勤労青少年の日」(7月第3土曜日)を中心として、幅広く広報・周知に努めるとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に引き続き努めるものとする。  また、青少年の雇用問題について国民各層が一体となって取り組む国民運動などとの連携を図り、効果的な啓発を目指すことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勤労青少年の日」(毎年7月第3土曜日)に係る標語募集・活用、副大臣メッセージ発信、関係団体の行事後援による啓発。</li> </ul>